

# 奈良県感染症予防計画の改定について

## 01. 改定の概要

【予防計画とは】 感染症法に基づく法定計画であり、国の基本指針[法第9条]に即して定める [法第10条]

【改定のポイント】

感染症法の改正(R4.12)に伴い予防計画を改定 <R6.4予定>

- ✓ 今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、保健・医療提供体制に関する記載事項を充実するとともに、その数値目標を定める[法第10条第2項]
- ✓ 医療計画(医療法第30条の4)、新型インフルエンザ等対策行動計画(新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条)との整合性を図る[法第10条第8項]

【計画項目の新旧(案)】 (新)：新設する項目 (改)：主に改定が必要となる項目

新		旧	
第1	感染症の予防の推進の基本的な考え方	第1	感染症の予防の推進の基本的な考え方
第2	感染症の発生の予防のための施策に関する事項	第2	感染症の発生の予防のための施策に関する事項
第3	感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	第3	感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
第4	感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	第5	感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上、調査研究に関する事項
第5	病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項 (改)		
第6	感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項 (改)	第4	感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
第7	感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項 (新)		
第8	宿泊施設の確保に関する事項 (新)		
第9	新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項 (新)		
第10	感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項 (新)		
第11	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	第7	感染症に関する啓発・知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
第12	感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	第6	人材の養成に関する事項
第13	感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項 (新)		
第14	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項	第8	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延防止並びに医療の提供のための施策に関する事項
第15	その他感染症の予防の推進に関する重要事項	第10	その他感染症の予防の推進に関する重要事項
第16	<b>特定感染症予防指針</b> 1.結核対策 2.後天性免疫不全症候群・性感染症対策 3.麻しん対策 4.風しん対策 5.蚊媒介感染症対策 6.インフルエンザ等対策	第9	<b>特定感染症予防指針</b> 1.結核対策(結核予防ガイドライン抜粋) 2.後天性免疫不全症候群・性感染症対策 3.麻しん対策 4.風しん対策 5.蚊媒介感染症対策 6.インフルエンザ等対策
		参考資料	結核予防ガイドライン

## 02. 感染症予防計画と各計画との関係性

県  
市町村

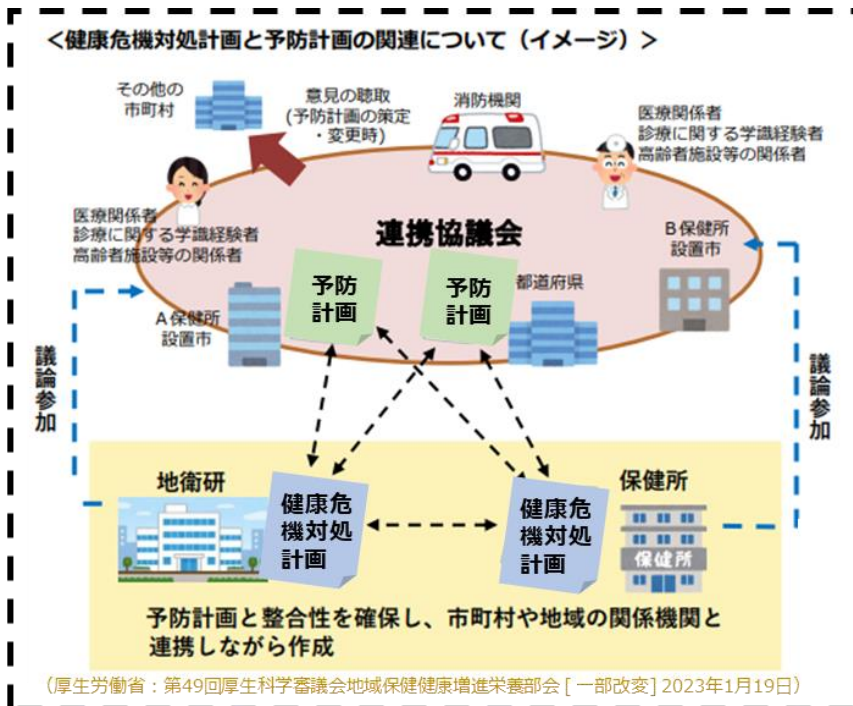
**【R6策定】 事業計画**

**第8次医療計画  
地域医療構想** 医療法

- 5疾病  
がん・脳卒中・心血管疾患・  
糖尿病・精神疾患
- 6事業  
救急医療・災害医療・  
へき地医療・周産期医療・  
小児医療・**新興感染症医療**  
(P.1 主な改定内容の第6に関する事項)
- 在宅医療等

**【R6改定】**

**感染症予防計画** 感染症法



**【R7改定(予定)】 行動計画**

**新型インフルエンザ等  
対策行動計画**

**新型インフルエンザ等特措法**

**【R6~策定】**

**保健所・  
地方衛生研究所**

**健康危機対処計画**

**地域保健法**